

ぞいひける、己がふやしたる身帶も、己がものとは思はずして、皆主の家の有とのみおもへり、享保十五年十二月、其忠義を賞して、米をこばく賜ける。

〔近世畸人傳〕木揚利兵衛

江戸に、日雇を業とする利兵衛といへるものあり、此わざを俗に木揚といへば、即稱とす。幼年のとき、つかへし主の家衰はて、九旬計の老婆、頼むよすがもなく成たるをはぐくむに、わが他に行たる間妻が仕ふることの疎ならんをうたがひて、明れば背に負て、わが行所へ伴ひ、其日の事業をなす傍に、物を敷てする置、わが喰ものをわけてもてなす、其外委しきことをばえらねども、此一事をもてはかるべし、されば官にきこえて、大に賞し給ひ、賜有けり、享保年間のことにて、世にひろく稱へたれば、京にても、是が姿を繪にかき、事狀をもあらくしるして、木揚利兵衛仁義禮智信と呼はりて責しがをかしかりしと、その時をしる人かたりぬ。

〔近世畸人傳〕駿府義奴

駿府客舍石垣甚兵衛といへるもの、僕八介、十一歳より此家に來り、住へしが、十五になりける年、家衰ぬれば奴婢皆暇を出せしに、八介は年まだ幼しといへども、貧困を見捨て他へ行べきにあらず、且二君に仕ふる志なしとて、是より晝夜をいはず、寒暑をさけず、或は山賊の業をなし、又賃雇の役にわしり、唯錢を得るの多きを喜びて、辛勞をいとはず。○中略伊勢參詣の供にやとはれて、其賃銀と路費をかねて金壹片を得、是を前日主に與へて、己は一錢もたくはへず、晝は重荷を持ながら物を喰はず、夜はひそかに旅舎にかたらひて價を出さず宿り、人々の餘飯を喰ひて過せしなど、其外唯主の歡をみるを樂しみて、身を省ざる有さま、又類有がたし、且敬を盡せるも亦人がらには似すとぞ、寶曆五乙亥秋、府尹松前氏是を召し、佯怒て、其主甚兵衛が罪を算へて、かゝる無賴の者に志を盡すことはいかにと責はては牢にこめんとまで試給ふを、八介、主の罪はい